

審議内容

(事前説明第1号「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（兵庫県決定）について」から事前説明第5号「阪神間都市計画防災街区整備方針の変更（兵庫県決定）について」を都市計画課より一括説明)

(質疑等の要旨)

- 委員 潮江北地区は老朽化した木造住宅が多い印象を受けるため、防災性が高い建物への建替えを促進している施策を実施しているとされている。エリア内の住宅が年間に建て替わっている件数は把握されているのか。
- 事務局 潮江北地区内には、潮江地区、浜地区、下坂部川出地区の計3地区の防災街区整備地区計画を定めており、毎年計20件程度の建替えがされている。
- 委員 フェニックス事業用地の地図があるが、特定保留地域と記載されている理由を教えてください。
- 事務局 特定保留区域については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、水質管理について、放流水の排出基準を2年間継続して基準を満たせば、最終処分場の廃止が可能になるが、現時点では竣功認可が未定であり、かなりの期間を要すると県から聞いている。しかし、表面利用は廃止前からでも可能であり、将来的な市街化区域への編入を見越して、引き続き、特定保留区域として位置付けている。
- 委員 特定保留区域の付近に企業立地が決定しているが、問題はないか教えてください。
- 事務局 水質管理に関して、兵庫県が汚染された水を区域の外に排出しないように管理した上で、売却可能な区域を売却している。
- 委員 「特に課題集中が見られる地域（課題地域）」に西大物や塚口駅北側が含まれているが、防災対策を行う地域であるか。また、防災対策以外に再開発は検討しているか。
- 事務局 市が再開発する予定がない。老朽化した建物が多く、建替えが進まないことが認識されるために、課題地域として位置付けている。

以上